

広島県告示第七百十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年九月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道		二 路線名 中北川根線	三 道路の区域
		区間	
		安芸高田市美土里町北字五木屋一四四一番一地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五二番一地 先まで	安芸高田市美土里町北字五木屋一四五一一番一地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五三番一地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五〇番一地 先まで
新	旧	新	旧
○一〇・一〇～三	○三・一〇～一	二七・一〇・六 二・三〇	五〇 三・四〇～八
五七五・〇〇	五七五・〇〇	二五・〇〇	二六・五〇
拡幅		ダブルウェイ	備考